

大 財 第 8 号

令和5年6月9日

大阪市会議長 片 山 一 歩 様

大阪市長 横 山 英 幸

**議案第 116 号大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案の
一部修正の承諾を求めることについて**

議案第 116 号大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正したいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

附則第 3 項中「健康増進法の一部を改正する法律」を「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律」に改める。

理 由

議案の一部に誤りがあつたため修正するもの。

(参 照)

(太字は修正)

議案第116号 大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

[修正箇所]

附 則

1 - 2 省 略

(喫煙所の設置に係る措置の基準に関する経過措置)

- 3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「**喫煙専用室標識又は**健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。